第十四章　アネロイド型血圧計

（電気式アネロイド型血圧計の表記）

第五百五十条　電気式アネロイド型血圧計（検出部が電気式のものをいう。以下同じ。）の表記事項は、日本工業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書による。

（性能）

第五百五十一条　アネロイド型血圧計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　電気式アネロイド型血圧計　日本工業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書

二　電気式アネロイド型血圧計以外のアネロイド型血圧計（以下「機械式アネロイド型血圧計」という。）　日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）附属書

（検定公差）

第五百六十四条　アネロイド型血圧計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　電気式アネロイド型血圧計　日本工業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書

二　機械式アネロイド型血圧計　日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）附属書

（構造検定の方法）

第五百六十五条　アネロイド型血圧計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　電気式アネロイド型血圧計　日本工業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書

二　機械式アネロイド型血圧計　日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）附属書

（器差検定の方法）

第五百七十三条　アネロイド型血圧計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　電気式アネロイド型血圧計　日本工業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書

二　機械式アネロイド型血圧計　日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）附属書

［削る］

［削る］

第十四章　アネロイド型血圧計

（電気式アネロイド型血圧計の表記）

第五百五十条　電気式アネロイド型血圧計（検出部が電気式のものをいう。以下同じ。）の表記事項は、日本工業規格Ｔ一一一五（二〇〇五）非観血式電子血圧計附属書による。

（性能）

第五百五十一条　アネロイド型血圧計の性能は、電気式アネロイド型血圧計にあっては、日本工業規格Ｔ一一一五（二〇〇五）非観血式電子血圧計附属書に、電気式アネロイド型血圧計以外のアネロイド型血圧計（以下「機械式アネロイド型血圧計」という。）にあっては日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）非観血式機械血圧計附属書による。

［新設］

［新設］

（検定公差）

第五百六十四条　アネロイド型血圧計の検定公差は、電気式アネロイド型血圧計にあっては、日本工業規格Ｔ一一一五（二〇〇五）非観血式電子血圧計附属書に、機械式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）非観血式機械血圧計附属書による。

［新設］

［新設］

（構造検定の方法）

第五百六十五条　アネロイド型血圧計の構造検定の方法は、電気式アネロイド型血圧計にあっては、日本工業規格Ｔ一一一五（二〇〇五）非観血式電子血圧計附属書に、機械式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）非観血式機械血圧計附属書による。

［新設］

［新設］

（電気式アネロイド型血圧計の器差検定の方法）

第五百七十三条　電気式アネロイド型血圧計の器差検定は、受検モード（検定を受けるための状態を作り出す機能をいう。）を有するものにあっては、その機能を作動して、圧力基準器を用いて圧力を増しながら任意の四以上、圧力を減じながら任意の四以上の圧力について行う。

［新設］

［新設］

2　前項の場合において、必ず十キロパスカルから二十二キロパスカル（計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）第五条の規定に基づき水銀柱ミリメートルによる単位が付されているものにあっては、八十水銀柱ミリメートルから百六十水銀柱ミリメートル）までの範囲内の二以上の圧力について行わなければならない。

（機械式アネロイド型血圧計の器差検定の方法）

第五百七十三条の二　機械式アネロイド型血圧計の器差検定の方法は、日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）非観血式機械血圧計附属書による。